

という。が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）以下「情報通信技術利用法」という。（第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一号第一号の二の規定に基づき当該申告書等の提出を労災保険適用事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士等が当該労災保険適用事業主の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録（情報通信技術利用法第二条第五号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を当該申告書等の提出と併せて送信することをもち、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）（第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申告書等の提出と併せて送信すること）に代えることができる。

2 この章の規定により、労災保険適用事業主が労働基準監督署長等に対して行う申告書等の提出について、労働保険事務組合が、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三十八条第二項の規定に基づき労災保険適用事業主の委託を受けて処理する場合には、当該労働保険事務組合が当該労災保険適用事業主が行うべき一般拠出金事務の委託を受けていることにつき証明することができる電磁的記録を当該申告書等の提出と併せて送信することをもち、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申告書等の提出と併せて送信すること）に代えることができる。

3 第二条の八の規定により、労働保険事務組合が、都道府県労働局長に対して行う届書の提出を情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合には、当該届書に係る労災保険適用事業主からの一般拠出金事務の処理

の委託又はその解除があつたことにつき証明することができる電磁的記録を当該届書の提出と併せて送信すること）をもち、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定にかかわらず、当該労災保険適用事業主の電子署名が行われた情報及び当該電子署名に係る同条第一項各号に掲げる電子証明書を当該届書の提出と併せて送信すること）に代えることができる。

附則
この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。

○農林水産省令第二号
植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月三十一日
農林水産大臣 鹿野 道彦
植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
別表二の二の項植物の欄中「及び第五十」を「、第五十及び第五十七」に改め、同表の付表に次のように加える。
五十七 パキスタンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシンドリ種及びチヨウサ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
附則
この省令は、公布の日から施行する。

告示

○金融庁告示第七号
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を次のように定める。
平成二十三年一月三十一日
金融庁長官 三國谷勝範
金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する金融庁長官の指定する有価証券は、次に掲げるものとする。

一 上場有価証券（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）以下「法」という。）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）が上場する有価証券をいう。）
二 店頭売買有価証券（法第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券をいう。）
附則
この告示は、平成二十三年二月一日から適用する。
この告示は、平成二十三年四月三十日限り、その効力を失う。

○総務省告示第三十一号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第七條第一項の規定に基づき、幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編入する旨、愛知県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成二十三年四月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十三年一月三十一日
総務大臣 片山 善博

○総務省告示第三十二号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第七條第一項の規定に基づき、上都賀郡西方町を廃し、その区域を栃木市に編入する旨、栃木県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成二十三年十月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十三年一月三十一日
総務大臣 片山 善博

○財務省告示第二十五号
関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七條の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年年度の初日から平成二十二年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項目に合計した輸入数量を次のように告示する。
平成二十三年一月三十一日
財務大臣 野田 佳彦
関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年年度の初日から平成二十二年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項目に合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	〇トン
二	〇トン
三	一一・七二トン
四	二〇・三二四トン
五	一、二二七トン
六	九トン
七	一一・六三三トン
八	一・一三三トン
九	三三、〇七三トン
一〇	四、三三三三トン
一一	三、一七五トン
一二	四九、九七七トン